

八倉比売信仰の形成と伝承



地形・古墳・古文書から読み解く聖地のかたち
八倉比売神社御本記と卑弥呼の墓説

令和8年4月27日

徳島学博士 坪内 強

[阿州\(阿波\)歴史探訪 - 里山倶楽部四国](#)

地形・古墳・古文書から読み解く聖地のかたち

 八倉比売神社御本記と卑弥呼の墓説 



令和8年4月27日

徳島学博士 坪内 強

阿州(阿波)歴史探訪 - 里山倶楽部四国

春の八倉比売神社



- **【延喜式神名帳】**
- **天石門別八倉比売神社(大 月次/新嘗) 阿波国名方郡鎮座**

【住所】徳島県徳島市国府町西矢野531

【祭神】大日靈女命

【例祭】3月13日 春季例祭 6月13日 夏季例祭 10月13日 秋季例大祭

【由緒】推古天皇元年(593)現在の地に遷

承和8年(841)従五位下

元暦2年(1185)3月3日正一位

寛保年間(1741-43)杉尾大明神と称

明治3年現社名に改

【鎮座地】当初気延山の頂上鎮座

推古天皇元年(593)現在の地に遷

【祭祀対象】杉尾山自体を御神体としている

【祭祀】江戸時代は「杉尾大明神」と称していた

【社殿】本殿神明造檜皮葺

拝殿・幣殿・神輿倉・手水舎・社務所

【境内社】松熊神社・箭執神社・地神社

序章：本講座で考えたいこと

- この資料は、徳島県に鎮座する八倉比売神社の信仰形成と、その歴史的背景を多角的に分析した講義資料です。
- 地理学的な視点から、吉野川と鮎喰川が交わる扇状地の要衝としてこの地の聖性を解き明かし、山自体を御神体とする原始的な自然信仰の変遷を辿っています。
- また、近世の藍商人による経済的な支援や、古文書『御本記』を通じた格式化のプロセスを詳しく紹介しています。
- 近年注目される邪馬台国論争や卑弥呼の墓説といった言説の真偽を問うのではなく、なぜこの地が時代を超えて人々を惹きつけ、聖域として更新され続けてきたのかという点に焦点を当てています。
- 地域の暮らし、水利事業、そして学識者による記録の継承が、単なる古跡ではない**「生きた聖地」**を形作ってきた様子を浮き彫りにしています。

八倉比売神社第一鳥居



日靈大神(ひるめのおおかみ)が降臨した地(早渚)に建つ八倉比賣神社第一鳥居

伊魔離神(いまりのかみ)



伊魔離神 (いまりのかみ)

八倉乃日靈大神(天照大神)が大地主神に先導されている際に登場し、
五百箇野薦や八十玉籤など様々なものを献上した

八倉比売神社 二, 三鳥居



第3鳥居前の常夜灯



「矢野神山」と刻まれているのは、江戸時代やそれ以前から、この地の氏子や商人たちが「ここは万葉の昔から歌い継がれてきた聖なる山である」という強い自負と信仰を持っていた証拠である。

妻隠(つまごも)る 矢野の神山 露霜(つゆしも)に
にはひそめたり 散らまく惜しも 柿本人麻呂

国府の地形と「水」が定めた聖域

扇状地の結節点と阿波国府

- 阿波国府が置かれた場所は、吉野川の形成した大規模な扇状地と、鮎喰川の扇状地が接合する地点である。
- 吉野川は肥沃な沖積地を生む半面、流路変動が激しいため、川の直近に政治拠点を置くことは困難であった。
- そのため、本流から距離を保ちつつ、水の確保と交通路の設定が容易な扇状地の結節点を選ばれた。
- 鮎喰川は山地と平野を結び、物資や人だけでなく文化や信仰を運ぶ通路でもあった。
- 国府は水・交通・人・信仰が集まる要衝であり、政治・生活・祭祀が重なり合う中心空間として機能した。

眉山と気延山がつくる信仰の双壁

- 国府の扇状地を挟むように、東には眉山、西には気延山が位置する。
- 眉山の尾根部には須佐之男に関わる祭祀の痕跡が点在する。
- 須佐之男は荒ぶる神であると同時に、物を生み出し変化をもたらす存在でもある。
- 眉山は外部からの力や変化を受け止める「境界的」な山であった。
- 一方、気延山から杉尾山にかけては、八倉比売神社を中心とする生活基盤(田畑や倉)と結びついた「定着と持続」を担う女神信仰が展開している。
- 変化を受け入れる眉山と、暮らしを守り続ける気延山が対を成すことで、国府を中心とした安定的な信仰空間が形成されたのである。



鮎喰川流域の弥生集落



鮎喰川流域には、水害を避けるように山裾の微高地に集落が広がっていた。

信仰の原点

神名備としての杉尾山と水への祈り

- 八倉比売信仰の最も古い基層にあるのは、立派な社殿や体系的な神話が整えられる以前の、自然そのものに対する素朴な畏敬の念である。
- 気延山から連なる「杉尾山」を神が宿る聖なる山(神名備)とみなす原始宗教的な信仰こそが、この地の原点であった。
- 矢野の人々にとって、日々の暮らしと農耕を支える「水」は絶対的な生命線である。
- その水を生み出す水源の山が杉尾山であり、人々は山そのものを御神体として仰ぎ、そこに「杉尾大明神」を祀って切実な祈りを捧げてきたのである。


国府周辺における神祀りの重層構造 在地神と後来神の併存論理

- 阿波国府が置かれた名西郡矢野周辺の神祀りを考察する上で、まず紐解くべきは『杉の小山の記』注:1に記された神々の出現順序と役割の分担である。
- 同記は、阿波における神祀りの本質を「もとよりこの地にあった神々を基として成り立っている」と断じている。
- 後から勧請された天津神や制度的な神祀りは、先行する在地の信仰の上に重ねられたものであると強調している。
- ここで注目すべきは、国を司る公的な神としての大穴持命（現在の大御和神社注:2）と、土地そのものを守る地主神（現在の八倉比売神社）との関係性である。
- 同記には次のように記されている。
- 「大穴持命を祀る社は、この土地の最初の神祀りではなく、政治的・制度的に整えられた段階の信仰である。

- 杉の小山の地主神は土地を守る神として祀られ、大穴持命(大国主命)は国を司る神として祀られたのである。
- この記述は、大御和神社の祭神が八倉比売神よりも後来した事実を明示するとともに、両者が「統治(公的)」と「土地(根源)」という役割を分かち合い、背くことなく併存してきたことを物語っている。
- 注:1 杉の小山の記とは、「八倉比売神社御本記」の解説本であり、著名な国学者 出雲宿禰俊信著。
- 注:2 「大御和神社」は、府中の宮「こうのみや」として親しまれている。
- 第四十二代天皇である文武天皇の時代にあたる大宝二年(702年)に、当国の国司より国璽の印(こくじのいん)、国庫の鑰(かぎ)を献納されたことから「印鑰大明神」と奉称されたと伝えられている。



社の由来にもある「鍵」が御神紋となっています。



阿波国府周辺における
神祀りの重層構造

杉の小山の記より

先住・土地の守り神
気延山・八倉比売神社

国府
(平地)

後来・国を司る神
大御和神社

地主神「八倉比売」の成立過程

- 『杉の小山の記』において、八倉比売神は当初から特定的人格神として現れたのではないとされる。
- 「八倉」が土地の古い呼び名であり、「比売」がその地を守る女性神を指す総称であったことから、同記は次のように結論付けている。
- 「八倉比咩とは、初めから人格神として立てられた名ではなく、在地の地主神を神号として整えた名称である。」
- つまり、杉尾山(杉の小山)における信仰の原点は、社殿や神名が定まる以前の、地形や水のはたらきそのものを畏怖する「場所に根ざした信仰」であった。
- この強固な地主神の存在があったからこそ、後に国府という政治的中心地が形成された際も、後来の大穴持命は在地の神を排斥することなく、その外側に「国を司る神」として配されるに至ったのである。

在地神のネットワークと「田を守る神」

- また、杉の小山の地主神の周辺には、阿波の山野や生業に根ざした独自の神々が層を成していたことが同記より窺える。「伊魔離神」や「広浜神」といった、記紀神話の枠組みに拠らない独自の神名が挙げられ、それらが山・川・浜、そして「田を守る神」として、人々の暮らしを支えていた。
- 「これらの神々は、中央より来た神ではなく、阿波国そのものに根をもつ神である。(中略)国府の制度が整えられた後も、失われることなく祀り続けられた。」
- この「失われることなく祀り続けられた」在地神の系譜こそが、阿波国府周辺の聖域形成における基層であり、公的な大御和神社の祭祀と対をなす、阿波独自の信仰体系の真髄であると言える。
- 本稿では、この『杉の小山の記』が示す「在地性の論理」を基盤とし、次章以降で具体的な八倉比売について検討を進めることとする。

八倉比売神社のある矢野とは

- 平安時代の『和名類聚抄』に記された、矢野が属する名方郡の郷名は次のとおりである。
- 名方郡: 郡家、和志、島田、入江、高良、天富(あまとみ)、家戸(やかべ)、陪従(べじゅう)、那珂、大原、山口、河内
- この中には、「養隅(やすみ)」も「矢野」も郷名としては登場していない。
- つまり、「矢野」という地名は、これらの郷よりもさらに細かな「里(り)」や「村」、あるいは特定の拠点名(千秋房など)として、後に台頭してきた名称であると考えるのが自然である。
- また、中世の城郭である矢野「矢野」の地名の初見は、
- 戦国期の天文二十一年(一五五二)十一月七日付で、吉野川流域に点在する十九寺院の修験者が喧嘩口論の停止など七か条の法度を定めた「念行者修験道定文」に見られる「矢野千秋房」という寺院名であるとされている。
- 城跡は矢野氏の居城と伝えられており、地名の起源もその周辺に求められる可能性があると考えられる。

矢野城址(矢野神社古墳)

- 矢野城址には、六世紀の円墳が二基確認されている。
- 矢野城は、源平時代には杉尾宗親を城主とし、源氏方に属していたと伝えられている。
また平時においては、八倉比賣命に仕える司官、すなわち神事を司る役割を担っていたとも伝えられている。
このことから、矢野城は軍事拠点であると同時に、祭祀と深く結びついた存在であったと考えられる。
- 戦国時代に入ると、矢野城は矢野駿河守宗春の居城となり、三好氏の配下に組み込まれた。
- 近世に入ると、矢野村は幕末において御蔵納地とされた。配地として家中に納められた玄米は東西合わせて八百石にのぼり、そのうち大字矢野村だけでも二百余石を占めていた。
- これらの記録から、矢野城周辺は、中世には軍事と祭祀の拠点として、近世には藩政を支える生産基盤として、時代ごとに異なる役割を担ってきたことが読み取れる。

免税地防衛と『御本記』の政治的役割

徳島藩の財政危機と寺社領の吟味

- 江戸時代中期、徳島藩は深刻な財政難に陥っていた。
- 幕府から命じられた日光東照宮の修復費用などが重くのしかかり、藩の財政は「火の車」であった。
- 財政再建策の一環として、藩は年貢の取り立てを強化するとともに、神社や寺院が有する「免税地(黒印地・神領)」の厳しい見直しと吟味を進めた。
- 朱印地や黒印地は、領内での租税が免除される特権的な土地である。藩主が交代するたびに「継目」の確認が行われ、少しでも由緒が疑わしければ、たちまち没収や課税の対象となりかねない状況にあった。
- 其中で杉尾山の神、杉尾大明神では免税地の指定を取り消される恐れがあった。

神社の社地の免税と神格

— 財政危機下における社地認定と御本記の位置づけ —

- 徳島藩では、藩主後継をめぐる問題が続いたことに加え、藩財政が深刻な危機に陥っていた。
- とりわけ、幕府から命じられた日光東照宮の修復には莫大な費用が必要とされ、藩の財政は「火の車」の状態にあった。
- このため藩は、年貢の取り立て強化を含む財政再建策を進めることになる。
- その一環として、神社や寺院が有する免税地、すなわち社地・寺領の見直しが、重要な検討対象となった。
- 本来、寺社は寺領・神領と呼ばれる広大な所領を有していた。
- しかし戦国期を通じて、諸大名による侵蝕が進み、豊臣秀吉による太閤検地によって、その多くを失っていった。
- 江戸時代に入ると、各寺社には、かつての領有地の一部が返還され、幕府や大名から朱印状・黒印状によって所領が安堵される体制が整えられていった。

- ・ 朱印地・黒印地は、寺社の私有地ではなく、公領としての性格を持つ土地であった。
- ・ ただし領内における租税は免除され、その収益はすべて寺社に帰属していた。
- ・ この制度を維持するため、将軍や藩主が交代するたびに、土地の領有を改めて認める「継目」の朱印・黒印が発給された。
- ・ 一方で、「諸社禰宜神主法度」(寛文5年・1665年)などにより、社領の売買や無断転売は厳しく禁じられ、社地は常に統治の管理下に置かれていた。
- ・ 徳島藩では、藩主後継問題に伴い、家老主導の政務体制が続いた時期があった。
- ・ そのため、藩主の代替わりごとに、既存の処分や安堵を再確認する必要が生じていた。
- ・ さらに深刻な財政難が重なったことで、黒印地や神田といった免税地は、再三にわたり吟味の対象とされたと考えられる。

- ・ こうした状況の中で、『八倉比売神社御本記』において、水・井・木俣神に関する叙述が多く語られているのは、八倉姫を単に水神として強調するためではない。
- ・ それは、神が定めた神田、特に内ノ御田が、人為的な測量や課税、再編の対象ではないことを、神話的な語りによって示す意図を持っていたと理解することができる。
- ・ すなわち御本記は、藩政下における社地と免税の正当性を、直接的な行政文書ではなく、由緒と神話の形式によって説明するための史料として機能していたのである。
- ・ 神社の神格が高く語られることは、信仰の高揚であると同時に、社地を守るための現実的な意味をも持っていた。
- ・ 社地の安定は祭祀の継続を保証し、祭祀の継続は在地社会の秩序と経済の安定につながる。
- ・ その結節点に、八倉比売神社と『御本記』は位置づけられていたのである。

神話の衣を借りた「社地防衛」

- こうした切迫した状況下で編纂されたのが『天石門別八倉比賣大神御本記』である。
- 『御本記』には、天照大神が降臨したことにとどまらず、水・井戸・木俣神に関する叙述が非常に多く語られている。
- 「大泉の神に勅して真名井の水を汲ませた」「小泉神田口の御田を御饌の御田とした」という神話的な記述は、神社周辺の水源と田畑（内ノ御田）が、人間の手による測量や課税、藩による再編の対象外である「絶対的な神領」であることを示す、極めて実務的な意図を持っていたと理解できる。
- 神社の神格を最高位に位置づけることは、信仰の高揚であると同時に、藩の介入から社地と水源を守り抜くための現実的な防衛策であった。

近世から近代へ

史料が語る社地防衛の連続性

- この免税地(神領)を守り抜こうとする在地社会の執念は、江戸から明治へと時代が転換する際にも具体的な公文書として確認できる。明治4年(1871年)11月に作成された『名負林(みょうおいばやし)』の検地帳には、次のような記載がある。
- 「右者山代大明神八倉比売神社添地を申府に依て向後定法銭引きに候事」
- ここには、八倉比売神社の「添地(そえち)」、すなわち神社に付随する土地について、政府(府)への申し立てにより今後は免税(銭引き)とする旨が記されている。

- 「名負林」とは特定の責任者が管理する林野を指すが、記載された地名には「宮御林」や「宮南」といった明らかに神社に関連する聖域が並んでいる。
- 江戸時代に『御本記』を通じて神領と水源を防衛した実務的な取り組みは、明治新政府の近代的な土地制度の波打ち際においても確実に行われ、それが後の入田村長による公的な管理へと引き継がれていったのである。
- この検地帳は、信仰の場がいかにして現実の制度の中で守り抜かれてきたかを裏付ける強力な確証である。

土地台帳(写し)

- 名西郡矢野村名負林 御検地帳 宮御林 六反三畝... 床銀 壹貫六分
中林 豆畝... 同所南東 床銀 壹匁六分... 上林 三反一畝... 上林 三反壹
畝... (※末尾署名) 他二由緒旧蹟有。
- 共 天正七年止 傳へたる社傳記 元文四年四月旧国主に捧げたれば
詳細は不明に付 少しの旧記を見て以上記述せり。
- 元文四年六月社傳記の由緒による国主より御供田 三反余の奉納あり。
- 今は民有地となる。
- 野槌神社、茅野姫命を祀り、社は本社より南六丁
- 麓に有りしを、明治二年九月 旧国主より取調の上、八倉比売神社に
由緒有る故 合祭れと仰せ下附 直ちに同殿に合祀せしなり。明治二年
十月 由緒御取調の上 旧国主より初穂として玄米拾之石

盛氏の公共事業と「聖なる水」の守護

地域を支配した藍商・盛氏(森氏)一族

- 江戸時代、八倉比売神社の境内整備に決定的な役割を果たしたのが、入田村や矢野村を拠点とする有力藍商の盛氏(あるいは森氏)一族である。
- 彼らは江戸や大坂に大店を構える豪商であったが、同時に村の行政を取り仕切る要職を独占していた。
- 『入田村史』などの記録によれば、矢野村では盛丹右衛門が政所を務め、その後も盛惣右衛門、盛儀七らが庄屋を世襲した。
- 隣接する入田村でも森庄三郎が庄屋を務め、維新前には両村の「五人組」の多くに盛一族が名を連ねている。
- 徳島県立博物館に彼ら一族の「六十六部廻国巡礼の笈」が所蔵されていることから、地域の命運を握る有力な指導者層であったことがわかる。

信仰と水利の完全なる一致

- この盛(森)氏は、信仰心のみならず、実務的な土木技術者としての側面を持っていた。
- 藍の栽培には緻密な水利管理が不可欠である。文化13年(1816年)、庄屋の盛惣右衛門は「矢野溜池」や「延命の溜池」といった大規模なため池を新設した。
- 家屋を立ち退かせてまで行われたこの一大公共事業の功勞により、彼は郡役所に召し出され、「郷付浪人」の地位を与えられるほどの特筆すべき褒美を受けている。
- 大規模な用水路やため池の建設を主導した彼らにとって、気延山からの水脈は地域経済(生業)を左右する絶対的な生命線であった。

『入田村史』溜池の項：庄屋盛氏の功績

- 溜池(ためいけ)

(1) 矢野溜池(やのためいけ) 文化十三年(丙子・ひのえね)の春、村民が新設したものである。この土地には元々家屋があったが、立ち退きをさせた。

これが成功した功労の第一人者として、庄屋・盛惣右衛門の働きは、郡役所に召し出されて褒美(郷付浪人の地位)を与えられるほどであった。

(2) 延命の溜池(えんめいのためいけ) ニヶ所ある。

矢野溜池と同じ時期に設けられたものである。これも同様に、盛惣右衛門の功績によって完成したものである。

第三鳥居横の地神塔との関係



五角形の石積と真名井の井戸

- 杉尾山の一号墳の頂上にある青石の木口積みで造られた五角形の祭壇は、江戸中期以降の石工技術に近く、用水路などの土木工事で培われた技術が転用された可能性が高い。
- 枯渴することのない気延山の湧水(真名井の井戸)を聖なる源泉と定め、そこから御供田へ水を引き込むという『御本記』の空間構成は、現実世界で、ため池や用水路を整備した盛氏の実感と完全に合致する。彼らは自らの水利事業の正当性を「神の山の聖なる水」に求めることで、地域の命脈を宗教的にも物理的にも守り抜こうとしたのである。



阿波の「五角形」信仰と八倉比売神社

～なぜ奥の院と井戸は五角形なのか？～

• 1. 徳島藩を席卷した「五角柱」の衝撃

- 徳島県内には、全国でも類を見ないほど高密度に**「五角柱の地神塔(社日塔)」**が点在している。その数は2000基を超える。
- 寛政元年(1789年)から急速に普及。藩の国学者(早雲氏など)が建白し、藩主蜂須賀治昭が各村の庄屋に建立を指示。
- 祭祀：春と秋の「社日(しゃにち)」には必ず祭礼が行われ、農村社会の重要な規範となった。

• 2. 「五角形」に込められた聖なる秩序

- なぜ五角形だったのか。そこには当時の最先端の知性(国学)が関わっている。
- 五柱の神：天照大神を筆頭とする五柱の農耕神を各面に配置。
- 聖なる形：陰陽五行説と神道が融合し、阿波の地では「五角形こそが土地と農作物を守護する正統な形」という強い共通認識(聖なるものへの畏怖)が生まれた。

• 3. 八倉比売神社・奥の院の「再編」

- 八倉比売神社の奥の院にある**「五角形の石積(祭壇)」と「真内の井戸」**。これらは、地神塔の普及時期や『御本記』編纂のタイミングと密接に関係していると考えられる。
- 古来の聖地である杉尾山が、江戸後期の国学思想によって「五角形」という目に見える形で再定義された。
- 水への祈り：生命の源である「真内の井戸」を五角形に整えたのは、地神塔祭祀のネットワークに八倉姫の神域を組み込むための、意図的な造作であった。

• 4. 阿波のアイデンティティとしての五角形

- 八倉比売神社の五角形遺構は、地神塔祭祀の、徳島藩が築き上げた**独自の信仰体系が「最高潮に達した証(あかし)」**である。
- 八倉姫の聖地に、藩全体で共有された「五角形」の秩序を投影することで、矢野の人々は自分たちの土地への誇りと信仰を不動のものにしたと思われる。

『御本記』が描く「移動する神」と 祝祭の構造

『御本記』における神の移動構造

- 阿波における天照大神の伝承は、一般に「特定の地点に神が鎮まる」という静的な理解で語られることが多い。
- しかし『八倉比売神社御本記』の内容を紐解くと、これとは全く異なる動的な姿が浮かび上がる。神は最初から一箇所に鎮座する存在としては描かれていない。
- 物語は、天上から放たれた矢が地上に落ち、その地点が聖地として定められる場面から始まる。
- この段階では「場所」のみが先に決まり、神自身はそこにいない。
- やがて神は天降りし、鮎喰川の流れを観察し、大地主神などの在地の神々と出会い、供物を受けながら各地を巡行する。

- その後、神は気延山に至り、下つ磐根に宮柱を太く立てて宮を構える。この鎮座は高天原を地上に再現するものとして描かれるが、これが最終段階ではない。
- さらに長い年月の後、神は「杉の小山」へ遷座する。理由は「山が遥かに高峻であり、参詣する民衆が倦勞する」ためである。
- これは、神が人間社会との関係や参拝の利便性の中で自らの位置を変える、極めて動的な存在であることを示している。
- 阿波神話の本質は、特定の地点に最初から固定されることなく、「神が自ら移動し、場所を選び、人々の営みに寄り添って最終的に定着する過程そのもの」にある。

信仰の基層

雲早山からの「神下り」と「降臨」への変換

- なぜ神は初めから気延山にいないのか。
- その謎を解く鍵は、鮎喰川の上流域に鎮座する上一宮大栗神社の伝承にある。
- 同社の祭神は大宜都比売命(オオゲツヒメ)であり、阿波(粟)の国号の起源ともなる穀物・農耕の女神である。
- 大正4年(1915年)に編纂された『神領村誌』には、この大宜都比売命が「天石門別矢倉比売命ともいう」と明確に記されており、上流域の農耕神が八倉比売と同一の神格として認識されていたことがわかる。

- さらに視野を広げると、この移動伝承は実際の民衆の移動の記憶をとどめている可能性が高い。阿波の急峻な山間部は古くから人々が生活を営む神域でもあった。
- その信仰の源流にそびえるのが、山岳信仰の霊峰・雲早山(くもさやま)である。頂上に水神を祀るこの山から流れ落ちるのが、その名も「神が通り抜ける」と書く「神通川(じんつうがわ)」であり、これが鮎喰川へと注ぎ込んでいる。
- 神山町一帯には雨乞い信仰や龍神信仰、悲願寺伝承が息づいており、「神が開き給いし地」である神領を中心として、山頂に神を、山麓に水神を祀る古代の信仰構造が色濃く残されている。
- この雲早山から神通川を経て鮎喰川を下るルートこそが、まさに「神下り」の原風景であったと考えられる。
- その痕跡を如実に示しているのが山の名称の移動である。水源の霊峰「雲早山」と同じ名前が、気延山に隣接する「辰ヶ山」の地元での呼称として残されている。

- 山の名前が下流域へとコピーされている事実は、神山周辺の奥深い山間部で農耕を営んでいた集落の人々が、時代とともに神通川から鮎喰川を下り、気延山の周辺へと移住・定着していったことを強く示唆している。
- つまり、『御本記』において神が天上から天降りして鮎喰川を観察するという壮大な記述は、実は奥深い水源の雲早山から神通川・鮎喰川に沿って下ってきた在地の人々と女神(オオゲツヒメ)の移動の歴史そのものを基層としているのである。
- 江戸時代(あるいはそれ以前の由緒形成期)に、式内社としての格式や神威を高める過程で、この生々しい民衆と水神・農耕神の移動伝承が、記紀神話における「アマテラスの降臨」という普遍的で権威ある物語へと見事に変換・昇華されたのであろう。

気延山二千百五年と杉の小山への遷座

- 『御本記』には、気延山に鎮座してから二千百五年後、推古天皇の時代に杉の小山へ遷座したと記されている。
- 此の記述から遡れば、気延山山頂に鎮座したのは紀元前1500年ごろとなる。
- しかし、この数値は、実年代を精密に表すものではなく、きわめて長期にわたる祭祀の継続を象徴的に示した表現と理解するのが自然である。
- 長く気延山で祀られてきた女神が、人々の生活圏に近い場所へ移されることは、靈威を生活の場へ引き寄せる行為であった。
- このように解釈するならば、『御本記』は、迎え、鎮め、長く祀り、時代に応じて移すという、一貫した構造を有する叙述史料として位置づけられる。

奥山から生活圏へ — 遷座の意味

- 長く気延山で祀られてきた女神が、杉の小山という、より人々の生活圏に近い場所へ移されたことは、**信仰の否定や断絶を意味するものではない。**
- それは、
- 奥山の自然に感じ取られていた**靈威を**
- 人々の暮らしの場へ引き寄せ
- 日常の中で祀り続けるための**選択であった。**
- 遷座とは「神が去ること」ではなく、**神を迎え、鎮め、共に生きる場を変える行為である。**
- この理解に立つと、
気延山から杉の小山への遷座は、
信仰の弱体化ではなく、信仰の社会化・生活化として位置づけられる。

聖地 剣山



八倉比売神社から気延山に向かう途中、剣山を望む

遷座の背景にある歴史的現実

修験道の進出と軍事拠点化

- 『御本記』は「山が高くて民が疲れるため」と杉の小山への遷座理由を説明するが、現地の地形と遺構から読み解くと、そこにはより切実な歴史的背景が浮かび上がる。
- 中世における気延山の上部空間は、もはや古来の女神信仰が平穩に鎮座できる場所ではなくなっていたのである。
- 一つは、修験者の進出である。中世には「矢野千秋房」という寺院名が記録に残るように、気延山は修験者の行場となっていた。
- 現在でも山頂には真言宗醍醐派・森本院が建立した役行者像が祀られており、修験の山としての歴史は近現代まで続いている。

気延山山頂 森本院建立の役行者



中世には「矢野千秋房」という寺院名にみられるように修験者の山だった。その後、真言宗醍醐派の森本院の管理下に置かれている。

気延山山頂 祠に刻まれた管理者名



昭和32年 8月 気延山管理者 森本院 戎 俊代

- もう一つは、軍事拠点としての利用である。気延山山頂から少し下った小ピークである「東の峰」からは、眼下に矢野地区や鮎喰川、さらには眉山までがよく見渡せる。
- このピークは緑色片岩の岩塊でできており、盛り土などの痕跡が見受けられないため古墳とは考えにくい。
- その一方で堀切などの防御遺構が確認されており、戦国時代には「気延山城」があったと伝えられている。
- すなわち、中世から戦国期にかけての気延山頂上域は、厳しい修行を行う修験者たちのテリトリーであり、同時に軍事的な要衝として城郭化されていた。
- 八倉比売の神が「杉の小山」へと遷座した伝承の裏には、山頂が密教的修験の場や武将たちの争いの場へと変貌したことで、人々の暮らしや生業に根ざした信仰の場を、より麓に近い領域へと「退避」させざるを得なかった歴史的現実が投影されていると考えられる。

気延山東の峰



気延山山頂より少し下の小ピークにある東の峰
矢野地区や鮎喰川、眉山がよく見える。
堀切などがあり、戦国時代には気延山城があったとも言われている。
ピークは緑色片岩の岩塊でできており、盛り土なども見受けられず
古墳ではないと思われる

気延山城



西尾根を大規模な堀切1で遮断し堀切に面して土塁を設けている。堀切から東側を城域としているが曲輪の造成は行われず自然地形のままである。現在東端に祠が祀られその部分のみ削平されているが、祠や展望台施設による改変と思われる。東尾根は細く伸びる地点に二重堀切3で遮断、南側は比較的急峻であるが、登山道が通る尾根部分に堀切2の痕跡が確認できる。北側は緩やかに傾斜しているが、少し下ったところから高い切岸を設けている。切岸の下方は横掘にはならず、犬走り状の緩斜面が残っているが、その最下部の合流地点から縦堀4が落ちる。形状としては違和感はないが、流水や林業による地形の可能性もある。

史料としての成立過程と社殿整備の連動

- 『御本記』は文政11年(1828年)に、73歳となった盛重誠によって書写・整理されたことが奥書から知られている。しかし、この時点を決定的な成立と断定することはできない。
- 神社の旧記には、元文4年(1739年)の段階ですでに社伝記が藩主に提出されており、その際には天正期に遡る伝承が存在していたと記されている。
- この元文4年という時期は、次章で触れる元文3年(1738年)の石灯笼寄進や本殿建立といった、境内の本格的な整備が進められていた時期とピッタリと重なる。

- つまり、この文書提出は単なる記録の報告ではなく、物理的な「社殿整備」と連動する形で、藩に対して自らが由緒ある「式内社 八倉比売神社」であることを公式に主張する意図があったとみられる。
- だが、戦国期における兵火、すなわち長宗我部元親の四国侵攻に伴う社寺の焼失は、古記録の決定的な断絶を招いた可能性が高い。
- したがって現存する『御本記』は、断片的な旧記をもとに近世において再構成された史料と理解すべきである。
- しかし重要なのは、その再構成を経てもなお、「神の移動や遷座」という阿波神話の基本構造は保持されており、伝承の連続性自体が完全に失われたわけではないという事実である。

八倉比賣神社御本記

国書データベース 124828



葬儀説の否定と「祝祭」としての神楽

- 一部の説では、『御本記』を天照大神の葬送儀礼の記録であると解釈する向きがある。これは本記にある「嘯楽(エラキ)」を、葬儀の「嘘楽」と誤読したことに起因する。
- 『杉の小山の記』には「エラキ アソヒ」とふりがながあり、古事記の天宇受売の段にも見られる「歡喜咲楽(踊って楽しむ)」の意である。
- 物語の構成は、死の宣告や穢れではなく、神を迎え、饗応し、八百万の神々が集い踊る「祝祭」そのものである。



世代を超えた境内整備と祭祀の連続性

盛氏の継続的関与と可視化される信仰

- 現在私たちが目にする八倉比売神社の姿は、一時的な信仰の高まりによって急造されたものではなく、江戸時代(特に中期以降)にかけて、在地社会の経済的基盤と結びつきながら段階的に整えられてきた結果である。
- この整備において重要な役割を果たしたのが、石井村および矢野村を拠点とした藍商・盛氏一族であった。
- 盛氏一族による寄進は一代限りのものではなく、世代を超えて継続的に行われた。石灯笼、社殿、鳥居、参道といった境内の諸要素が、時間をかけて順次整えられていったのである。
- 現在、石段に沿って連なる石灯笼の列は、そうした長期的な整備の過程が具体的な形として今日まで残されたものである。

本殿玉垣内に残る盛氏寄進の石灯籠(元文三年<1738>)



少なくとも元文3年には本殿が建立されていたことがわかる。
形の崩れた狛犬は其れよりも古いかも。



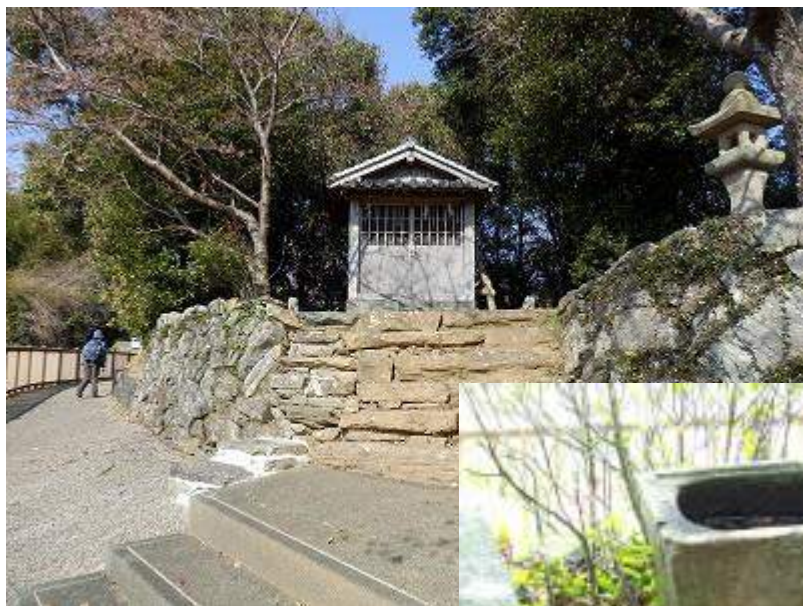
安永3年 1774年 盛 六郎右衛門 (大坂屋新助)寄進の
(八倉姫石灯籠)

- これらの境内整備は、聖地全体を再構成する作業であった点に大きな特徴がある。
- とりわけ注目されるのが、参道の構成である。
- 参道の起点には、三角縁神獸鏡三面を含む豊富な副葬品が出土した宮谷古墳が据えられ、そこから山へ向かう動線の途中には、天石門別神を奉斎する地点が設けられています。参拝者は、古墳・神・社殿へと至る過程を、段階的に体験する構造の中へと導かれる。
- また、寛政期に築かれた地神塔や、延享三年建立と伝えられる古祠は、後世の整備の中で完全に撤去されることはなく、主たる参詣動線からわずかに外れた境界的な位置に保存されている。
- これらの配置は、在地信仰を否定・破壊するのではなく、整理と階層化を施したうえで再配置するという、近世的な聖地再編の姿勢をよく示している。
- 杉尾大明神から八倉姫、そして幕末期に確定する八倉比売への神名の移行は、こうした再編過程の延長線上に位置づけることができるだろう。

箭執神社(やとりじんじや)

創建年代不詳の神社であり、祭神に櫛岩窓命(クシイワマド)と豊岩窓(トヨイワマド)を祀っている。

また、これらの神は御門の神であり「天石門別神」とも云うとされている。



矢取大明神 天保15年の手水鉢

松熊神社(まつくまじんじゃ)

創建年代不詳の神社であり、祭神に手力男命(タチカラオ)と天宇受女命(アメノウズメ)を祀っている。

『御本記』には松熊神社は麓の箭執神社(上記)を矢の御倉とし、当社を弓の御倉と号して、日靈大神(ひるめのおおかみ)が高天原から座すまで御弓を守り奉ったと記されている。



延享三年^{1746年}建立の古祠

経津主ふつめし大明神



本殿の成立時期と社名をめぐる氏子との乖離

- 本殿玉垣内には盛氏寄進の石灯籠(元文3年<1738年>)が残されている。
- この灯籠と、さらに古い様式の崩れた狛犬の存在は、少なくとも前述の社伝記提出(元文4年)に先立つ元文3年以前には、本殿が建立されていたことを明確に示している
- また、社殿境内に残る寛延2年(1749年)の盛氏寄進石灯籠には、「天岩戸別八倉比売神社」と社名が刻まれている。
- このことから、この時点ですでに境内はある程度整備されており、従来の「杉尾神社」から「天岩戸別八倉比売神社」へと社名を整理・改称しようとする意向が存在していたと考えられる。
- また、寄進者は盛源助と矢野両村氏子中と刻まれていて、境内整備に盛氏と氏子が関わっていたことを示している。

寛延二年(1749)の盛氏寄進石灯籠



社殿境内に残る寛延二年(1749)の盛氏寄進石灯籠には、「延喜式内天石門別八倉比買神社」と社名が刻まれている。

寄進者は、盛 源助と矢野両村氏子中

此の時期には境内が整備されていたことがわかる

しかしながら、この新たな名称は氏子層には十分に浸透しなかったようである。

その後およそ30年以上にわたり、石灯籠の銘文には「八倉姫」や「八倉比売」の名は見えず、在地では引き続き「杉尾大明神」として信仰が継続されていた様子が見えてくる。

このように八倉比売神社は、在地信仰を基層としつつ、江戸時代中期以降、藍商層の継続的な関与によって格式化・可視化が進められた神社であり、信仰・経済・藩政が交差する地点に成立した存在と位置づけることができる。

『杉の小山の記』の成立

「公式仕様書」と「地元向け解説書」

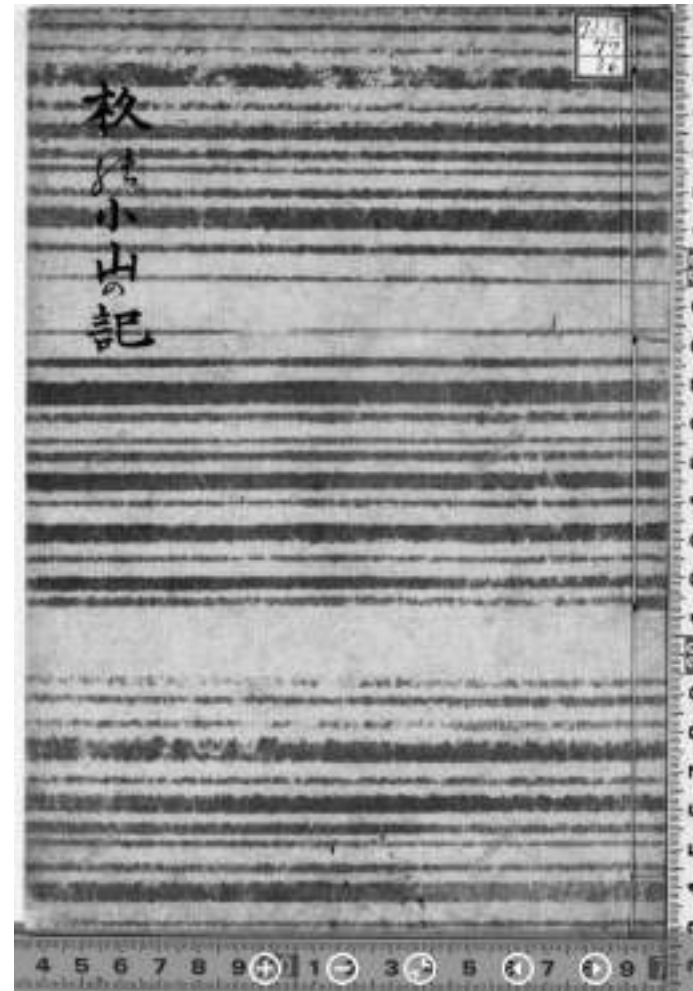
- 前述の通り、在地では「杉尾大明神」の呼称が根強く、盛氏らが前面化させようとする「八倉比売」との間に認識の「ずれ」が生じていた。
- この乖離を埋め、「なぜ古くからの杉尾の神が、八倉比売なのか」という疑問に対し、村人や知識人が共有できる説明を与えるために編纂されたのが『杉の小山の記』である。
- 先行して成立していた『御本記』は、高位神の枠組みで構成され、藩や国学者に向けられた難解な「公式仕様書」であった。
- それに対し、『杉の小山の記』は、在地の古い信仰を近世社会に通じる言葉(かな混じり)で説き直している。
- いわば「理解促進のための地元向け解説書」という明確な役割分担があった。

杉の小山の記

国文学資料館蔵

杉の小山の記序
阿波國、矢野の人、村乃園の森真秀、其書をもとち
来て、おのれにけしむし、かきまゝに、こゝにのしりて、
いづやとして見せむ。かゝる名、西郡の矢野村の
寺、まうまう、ゆゑ、杉尾の神社の、ゆゑ、と、記
し、書きたり。も、も、こゝに、ゆゑ、と、記
家の記、ゆゑ、古代の、ゆゑ、ま、ゆゑ、
正文、真、候、字

岩瀬文庫





解説書編纂の舞台裏 盛氏の依頼と森氏の暗躍

- この『杉の小山の記』の作成は、社殿整備の主たる担い手であり、神名の変更を推進した当事者である藍商・盛氏一族(矢野・石井)の依頼によって動き出した。
- そして、その背後で村内や藩内との実務的な調整役を担ったのが、入田村を管掌する大庄屋であり、神職でもあった森真秀(号: 椰乃園)であった。
- 森真秀は、本居宣長の没後門人として阿波における国学ネットワークを有していた。
- 彼はこの新たな由緒書に絶対的な信頼性を持たせるため、執筆を同じく宣長の門弟であり、出雲国造の系譜(千家俊秀の弟)に連なる出雲宿禰俊信に依頼したのである。

本居大平の序文による権威の担保

- さらに森真秀は、この書を携えて本居大平のもとを訪れ、加筆修正と序文を依頼している。
- 天保2年(1831年)に付された大平の序文には、執筆者である俊信が「神系を引く尊貴な出自を有し、学識も篤い人物であるため、内容に虚偽が含まれるとは考え難い」と、最大限の保証と権威付けがなされている。
- 地方の有力商人の圧倒的な「経済力」、在地知識人が持つ全国規模の「国学ネットワーク」、そして中央の学者が与える「権威」。
- これらが結集して生み出された『杉の小山の記』は、単なる神社の由来書きではない。
- 新たな祭祀空間と神の論理を、地域社会へ摩擦なく着地させるために仕掛けられた、極めて高度で戦略的なプロデュースの産物であった。

杉の小山の記 序

徳島県立図書館デジタルアーカイブ所収の『杉の小山の記』

- 阿波国矢野の人、柳の園森眞秀が本書を携えて来訪し、自身には推敲の力が十分でないため、加筆修正を求められた。
- そこでこれを閲覧したところ、本書は名西郡矢野村に鎮座する杉尾神社の由緒を記したものであった。
- 本書は、もともと古くから社家に伝来した記録を基にし、古代の書記法に従って正字および真仮字を交えて書かれた文書である。
- ただし、原文には読み下しが困難な箇所も散見されるため、本書の内容を損なうことなく、仮名書きによって改めて書き改められている。
- その執筆者は、出雲国杵築の人、出雲宿禰俊信である。
- 俊信は、同国の第七十六代出雲国造千家俊秀の弟であり、現国造にとっては叔父にあたる人物である。

- すなわち、神系を引く尊貴な出自を有し、かつ古代学の伝統においては本居宣長（鈴屋翁）の門弟として、長年にわたり学識を積み、志操の篤い人物であった。
- この点から見て、本書に記された内容に虚偽が含まれるとは考え難い。
- (中略)
- もっとも、本書の原本は古記であるため、細部においては全く疑義がないとは言い切れない部分も存在する。これは、写本が人の手によって繰り返し書写される過程において、誤写や改変が生じることが避けられないためであろう。
- 天保二年四月、これを書き写す。
- 伊国（伊勢）本居太平

神格の公認と広域な聖地整備 棟札が語る盛氏と神官の軌跡

- 前章で触れた藩への由緒書き提出による「神格の向上」戦略が、その後確実に実を結んでいたことを示す一次資料が存在する。
- 矢野城主であった矢野駿河守を祀る「城山若宮大明神(城山神社)」の棟札である。
- 安永3年(1774年)の同社の拝殿および幣殿再興の棟札には、当時の神官名が「名西郡矢野村富崎日向守藤原常夏」と記されていた。
- ところが、それから20年余り後の寛政9年(1797年)の火災に伴う再建時の記録になると、同じ人物が「正一位相尾山神主 藤原常夏」と明確に記されているのである。
- 「正一位」という最高位の神格が冠されていることは、藩に対する由緒の主張が公に認められ、神社の格式化が完全に成功した結果であるとみることができる。

- さらに重要なのは、この寛政9年の城山神社の再建事業において、大工とともに「本願」として「盛惣八」の名が記されていることである。
- 前述の通り、安永2年(1773年)には、盛惣八ら7人が八倉比売神社の石段脇に石灯籠を寄進している。この時系列から、非常に明確な事実が浮かび上がる。
- 盛惣八という一人の人物が、安永2年の石灯籠寄進から寛政9年の城山神社再興に至るまで、実に四半世紀近くにわたり、矢野村の神社事業において中心的な資金提供者、あるいは本願として継続的に活動していたということである。
- 盛氏一族は、八倉比売神社単体の整備にとどまらず、矢野城主を祀る城山神社を含めた「地域一帯の広域な社地整備」にまで及んでいたのである。彼らは神官と緊密に連携しながら、数十年という長期スパンで地域の信仰空間全体を支え続けていた。

石灯籠に刻み込まれた奇跡の一致

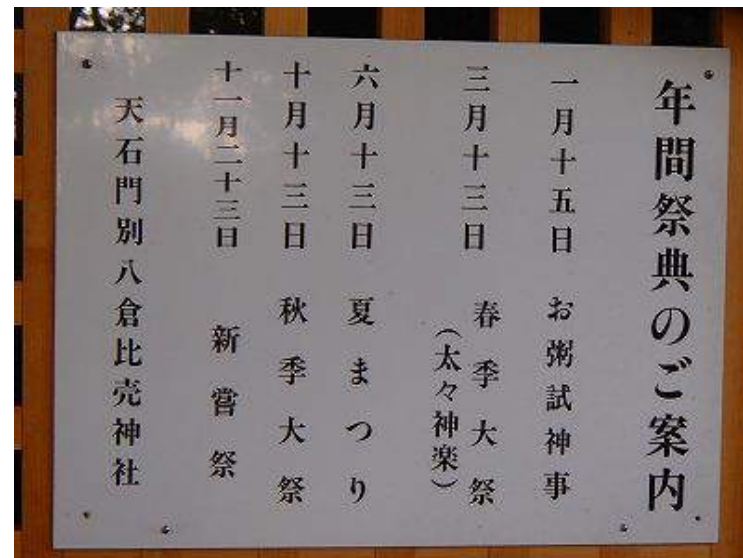
- これら境内に並ぶ石灯籠群において、もう一つ特筆すべき点がある。
- それは、石碑や灯籠に繰り返し刻まれている「9月13日」という日付である。
- これは決して特定の年だけの単発の出来事ではない。
- 元文3年の盛孫兵衛・盛茂兵衛による寄進をはじめとし、
- 寛延2年の盛源助、明和年間の盛善左衛門や盛六郎右衛門、
- そして安永年間における大坂の阿波屋藤吉や地元の盛惣八らへと、盛氏一族や商人たちによって連綿と刻まれ続けてきた日付である。

- 元文3年 1738年9月13日 盛 孫兵衛 盛 茂兵衛
- 元文4年(1739年)4月八倉比売神社御本記原本藩主に提出
- 寛延2年 1749年9月13日 盛 源助 (天岩戸別八倉比売神社石灯籠)
- 明和5年 1765年9月13日 盛 善左衛門
- 明和5年 1765年9月13日 盛 六郎右衛門
- 明和6年 1766年 山端 総兵衛 盛 善左衛門
- 安永2年 1773年 盛 惣八 他6人
- 安永2年 1773年 盛 弥兵衛 他6名
- 安永2年 1773年 幸田 興右衛門 他2名
- 安永2年 1773年 佐藤 平尾 他3名
- 安永3年 1774年9月13日 盛 六郎右衛門(八倉姫石灯籠)
- 安永3年 1774年正月吉日 阿波屋大坂
- 安永4年 1775年 米原 周左衛門
- 文化10年 1813年正月吉日 美馬 壱左衛門
- 文政11年 1828年 盛 重誠(八倉比売神社御本記写本提出)
- 文政13年 1830年 美馬 壱左衛門
- 天保2年 1831年 (杉の小山の記が記される)出雲宿禰俊信 八倉姫神宮の扁額奉納
- 弘化2年 1845年 産子中 大石鳥居建設 天岩戸別八倉比売神社の扁額

「祝祭の灯り」と現代への継承

- 旧暦の9月13日は名月(十三夜)の日であるが、『御本記』には「この日をもって御霊現れの日と奉啓す」と明確に記されている。
- つまり、9月13日は八倉比売神社の一年で最も重要な祭礼の日(神の霊が降臨する日)である。
- この事実は、『御本記』が単なる机上の由緒書ではなく、元文から安永、さらにその先へと、長きにわたり実際に大規模な祭礼として村人や商人たちによって実践されていた「生きた証拠」であることを示している。

- 阿波藍の隆盛を極めた商人たちは、神が現れるまさにその日の夜祭に合わせて灯籠を奉納し続けた。
- これらは死を悼むためのものではなく、神と人が交わる祝祭の場、その夜の宴を明るく照らし出すための「喜びの灯り」であった。
- そして、江戸時代の人々が大切に守り続けたこの「御霊現れの日」の祭祀は、決して過去のものではない。
- 新暦へと移行した現在においても、「10月13日の秋季例大祭」として脈々と受け継がれており、気延山の地で神と人が交わる祝祭の連続性を今に伝えているのである。



第六章：第三鳥居に刻まれた「産子中」 村人たちの蓄財と信仰の広がり

- 盛氏のような特定の一族だけでなく、信仰が地域全体に深く根付いていたことを証明する物証がある。
- 弘化3年(1846年)丙午に建立された花崗岩製の「第三鳥居」である。
- この明神鳥居は石造りとしてはかなり大規模なものであるが、その大鳥居の銘には、特定の商人ではなく「以舊存滞同建之(これまでの蓄積金・浄財をもって同建す)」という言葉とともに「産子中(うぶすこじゅう)」と刻まれている。産子(氏子)とは、この地域に住む村人全体を指す。
- この時期、八倉比売神社では、複数の破風を持つ格式高い「八棟造」による大規模な本殿造営という一大事業が行われていた。この社殿造営という大事業に際し、産子たちは「講」と呼ばれる相互扶助の組織を組み、長い歳月をかけて少しずつ蓄えてきた社銭(浄財)をもって、この立派な鳥居を建立したのである。

弘化3年（1846年） 建立の第3鳥居



寄進者は産子中となっており、信仰が村人へも広がっていたことがわかる。扁額には天岩戸別八倉比売神社と式内社であるとの自負が見受けられる



弘化3年に建立されたことがわかる。

「以舊存**滞**同産子中」

(旧来の存滞 = これまでの蓄積金・余剰金をもって産子が同建す)

資本と労働のハイブリッド

- 当時の神社整備は、豪商と地域共同体(氏子)による明確な役割分担のもとで行われた。
- 豪商が高級木材や専門職の工賃といった「多額の資本」を提供する一方で、氏子たちは基礎工事や巨石の運搬といった大規模な土木作業を「結(ゆい)」という奉仕労働で担った。
- 豪商が「上物」を寄進し、産子たちが「土台」と「労働」を担う。
- 完成後の祭礼では、庄屋でもある豪商が村人たちに酒食を振る舞う。
- この「信仰を通じた共同体の融和と経済の循環」こそが、阿波の神社を支える強靱なシステムであった。
- 第三鳥居は、名もなき農民たちの汗と年月が結晶したモニュメントなのである。

終章：生き続ける聖地 ― 結びにかえて

- 本講座で見てきたように、八倉比売信仰は決して一つの時代、一つの文書だけで完成したものではない。
- 古くからの女神信仰を基層とし、気延山の古墳祭祀が営まれた。神は一つの場所に留まることなく、地上を巡り、気延山へ鎮座し、やがて人々の暮らしに寄り添うように杉の小山へと遷座する「移動する神」であった。
- 江戸時代に入り、財政難の藩から社地を守るため、『御本記』によって式内社としての絶対的な権威が論理化された。
- 長宗我部の兵火によって失われた古記録は、水利事業を司る盛氏をはじめとする実務家たちの手によって再構成された。

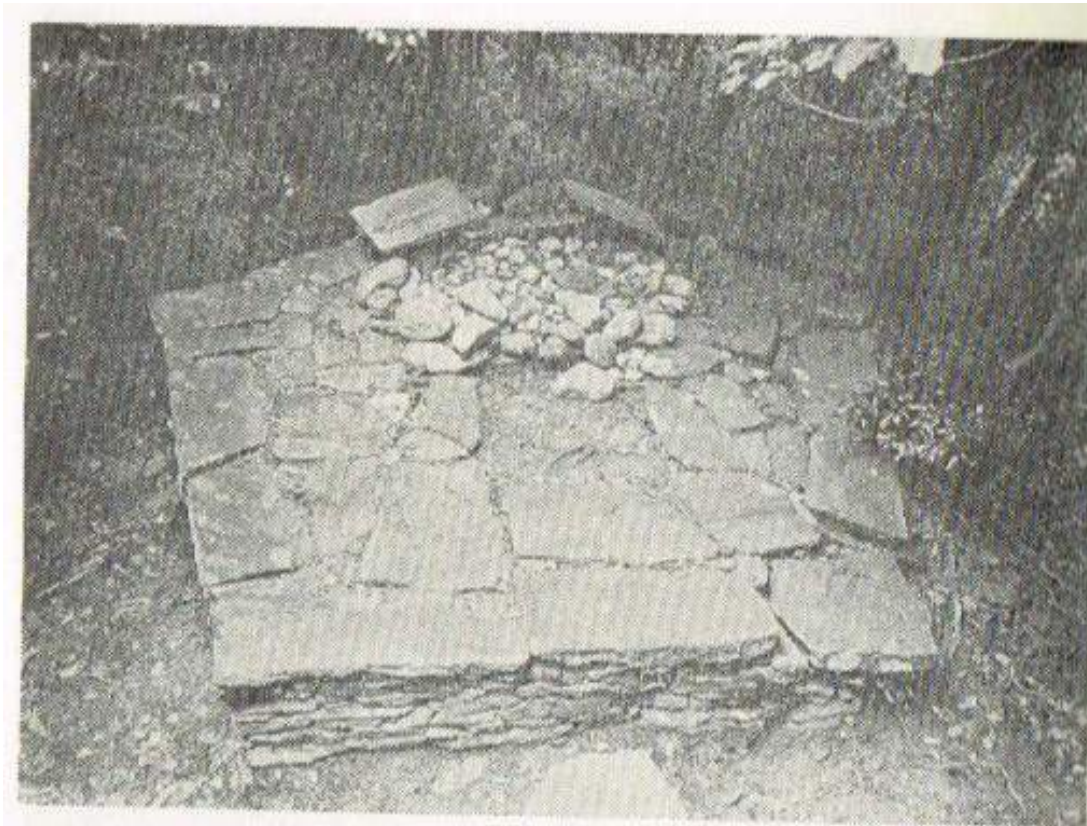
- 彼らの莫大な財力と土木技術、さらに産子たちの長年にわたる蓄財と労働が結びつくことで、現在の荘厳な境内が形作られたのである。
- 明治初期の神仏分離や式内社の固定化といった一元的な政策は、阿波の神社が持っていたこの豊かな「重層性」と決定的に噛み合わなかった。
- 近代以降に浮上した卑弥呼や邪馬台国をめぐる語りも、この長い信仰史の上に後から重ねられた一つのロマンとして受け止めることができる。
- 文政11年(1828年)、『御本記』の写本には「七十三叟 盛重誠」という署名が残されている。
- 大坂や江戸へ赴き、何千両という大金を動かす激しい経済ネットワークの最前線でしのぎを削ってきた藍商が、第一線を退いた後、ふと自らを育ててくれた故郷のルーツや氏神の歴史に静かに対峙する。

- 単に文書の責任者として名を記すだけでなく、わざわざ「七十三叟(73歳の老人)」という四文字を書き添えた背景には、
- 「自分はここまで生を全うし、今この年齢に達したからこそ、この記録をまとめ上げたのだ」という、彼自身の人生の区切りとしての確かな宣言が込められている。
- 古代史の謎に思いを馳せる一方で、この史料を、引退した一人の実業家が郷土へ残した「人生の総集編」、遺言のような強い思いの結晶として読み解く視点もまた、我々に豊かな示唆を与えてくれる。
- そこには、自らの生きた証として阿波の歴史と向き合った過去の人物の息遣いが、確かに宿っている。
- 八倉比売神社とその周辺は、過去の固定された遺跡ではない。
- 神の移動という動的な伝承を抱きながら、時代ごとの人々の生業、祈り、経済、そして学問の交差点として、現在も人々の関わりによって更新され続ける「生きた聖地」なのである。

八倉比売神社1号墳の祭壇



標高116mにある丘尾切断型の柄鏡状に前方部が長く伸びた古墳であり、後円部の頂上に五角形の祭壇が青石の木口積で築かれている。



昭和52年フランキー塚が調査した当時の祭壇。
つるぎ石などは見受けられない。
此の後、史跡公園の整備に伴い今の形になったようだ。

五角形祭壇・杉尾山古墳の再評価 (近年の視点)

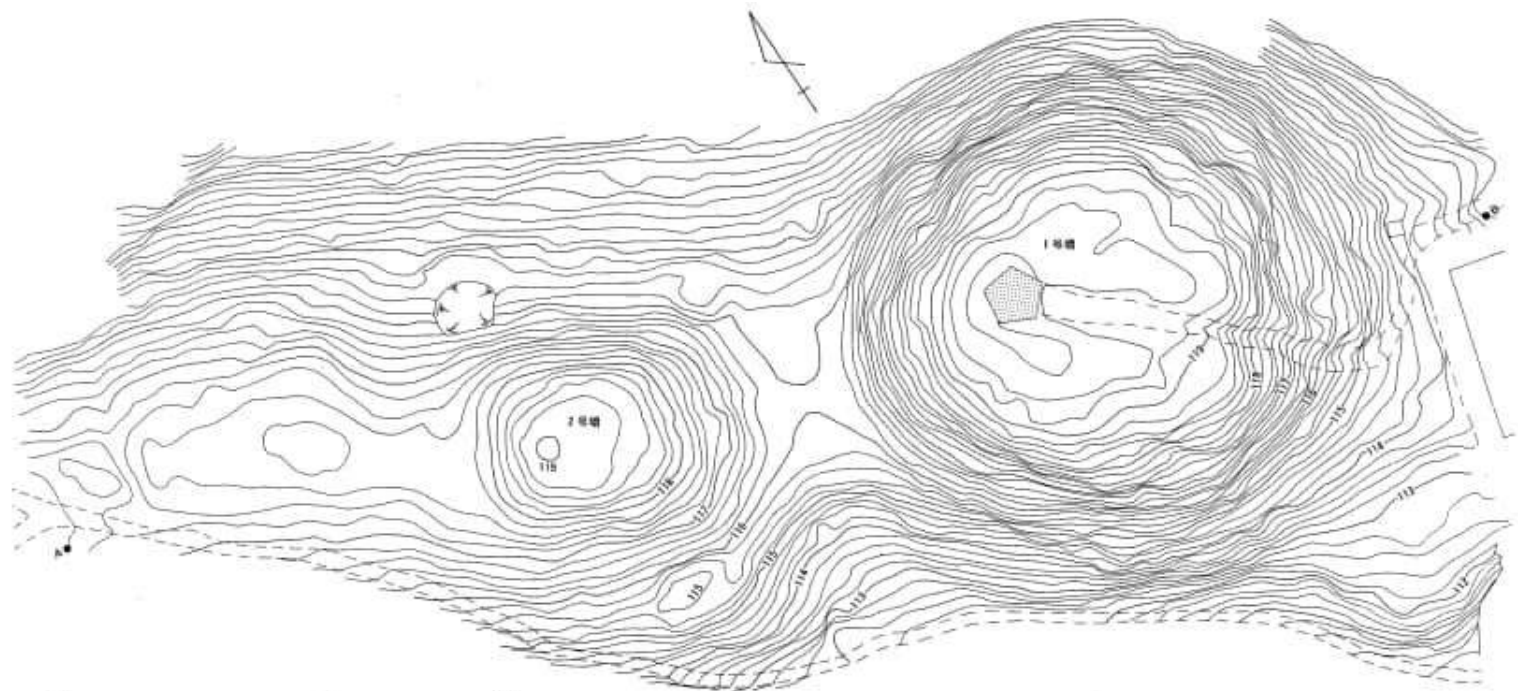
- 近年の研究と現地観察からは、次のような理解が有力になっている。
- **五角形の祭壇について**
- 構造や石組みは、古墳時代の石室とは明確に異なる
- 五角形という形態や精巧な加工は、江戸中期以降の石工技術に近い
- 盛氏が活躍した時代背景(国学の隆盛)を考えると、「式内社であること」を可視化するために、既存の塚を再整備し、祭壇として再構築した可能性が高い
- この石積みは幕末期に整備されたものと推定されており、盛氏(大阪屋新助)をはじめとする当時の有力な藍商たちが、神社の格式を整えるためにこうした古代的な祭祀遺構の修築・整備にも資金を投じたと考えられている。

八倉比売1号、2号墳

徳島市政100年記念調査

- 内部埋葬施設が未確認、または後世の改変が著しく、純粹な古墳時代の墓と断定できる根拠は乏しい
- 各地で見られるように、古い塚や山を後世に「由緒ある古墳」「神の墓」と再定義する信仰的プロセスの一例と考えられる。
- ① 立地について 1, 2号墳ともに気延山のほぼ中腹である標高約116mに立地する。同標高に立地する古墳としては奥谷 2号墳があるが、現在のところこれらより高所に位置する古墳はほとんど認識されておらず、従って気延山古墳群中では高所古墳と言える。
- 尾根の主軸に沿って 1, 2号墳が隣接して築造されており、1号墳は尾根の背幅を最大限に利用している。2号墳西側は、さらに 1基が構築され得るだけの平坦な地形を成すが、その存否については今回の測量は検証できなかった。

- ② 墳丘規模・形態について
- 1号墳は推定径約35mを測る円墳であるが、これは県下に所在する円墳のなかでは土成丸山古墳,美馬町の太鼓塚(段の塚穴)に継ぎ3番目の規模を誇る。削平により本来の墳丘高は不明であり、段築についても本墳丘東斜面において、その可能性が看取されたが、何段築成であるかは不明である。
- 2号墳は,西側(山頂側)突出部もしくは前方部の存在を完全に否定はできないが、一辺推定20m前後の方墳と考える。方墳であれば,名西郡石井町城ノ内に所在する曾我氏神社 2号墳 について 県下で 2例目となる。あくまで測量上での数値であるが、平面形の規模では曾我氏神社 2号墳を一辺10mほど凌駕するものとなる。
- 1, 2号墳とも墳頂部が削平されているため、その遺存度は必ずしも良好でないと思われる。
- 1号墳墳頂部にある結晶片岩による五角形の石組みは、石室の石材転用によるものであろうか。



「卑弥呼の墓説」が教える土地の力

- 最後に、本講座の副題にも掲げた「卑弥呼の墓説」について触れておく。
- ここまで、八倉比売神社の成り立ちを、地形・古墳・古文書といった物証と、在地社会の歴史的背景から実証的に解き明かしてきた。
- では、なぜこの地に「邪馬台国」や「卑弥呼」という古代史の壮大な物語が結び付けられ、今日においても多くの探求者を惹きつけるのか。
- その背景には、単なる偶然や牽強付会で片付けることのできない、この土地特有の条件が存在する。
- 気延山から見下ろす広大な国府の地形、杉尾山山麓に鎮座する巨大な前方後円墳(宮谷古墳)、そして枯れることのない真名井の湧水。
- この土地そのものが持つ「圧倒的な歴史の磁場」が、最高位の女神であるアマテラスや、古代の女王・卑弥呼の面影を人々に想起させるのである。

神社の看板にある由緒では

「八百萬神のカグラは、「噓楽」と表記、葬儀であることを示している。」

「天照大神の葬儀執行の詳細な記録で」と書かれている。

「道は阿波より始まる」も同様である。

しかし、古史料「杉の小山の記」では噓は「エラキ アソヒ」とふりがなが表示されている。

「ゑらぎ」とは観喜咲の三字を恵良岐とよみ、咲栄楽を「ゑらぎ」といえり。

続日本記三十巻の詔に、黒紀、白記乃御酒倍恵良岐云云。

雄略(記)に歡喜盈懷ともあり。

噓楽「えらぎ」「えらぐ」は「咲楽」とも書かれ、踊って楽しむ旨の言葉である。

古事記にも天照大神が天岩戸にお隠れになったときの段で天宇受売が岩戸

の前で踊ったときに、天照大神に

「益汝命而貴神坐。故、歡喜咲楽」と答えている。

何処かで、誤転写、誤記、誤解釈があったと思われる。

最近の、代表的な地域史研究者のブログでも、エラギと修正されている。

- 史実としての真偽は別として、これほどまでに壮大な国家レベルの物語の舞台として少しも違和感を持たせない「土地の力」と神秘性が、阿波・名方の地には確かに存在している。
- 江戸時代の藍商・盛氏たちが、郷土の聖地を守るために『御本記』という物語を編み出し、莫大な私財を投じて境内を荘厳に整備したように。
- 現代を生きる人々が、この地に卑弥呼の足跡を夢見、熱心に探求の歩みを進めることもまた、形を変えた「聖地への祈り」であり、深い郷土愛の発露である。
- 古代史のロマンを熱く語り合うその情熱こそが、この場所を「過去の遺跡」に終わらせず、生きた空間として現代に呼吸させている最大の原動力と思われる。

- 謎はすべて解明されるよりも、深き謎として人々を招き入れるほうが、聖地としてはふさわしいのかもしれない。
- この気延山のふもとに立ち、古代の女王に思いを馳せるとき、我々もまたこの長い信仰の歴史の「新たな語り手」の一人となる。
- 阿波の歴史の奥深さを愛し、探求し続ける皆様の情熱とともに、八倉比売神社の森はこれからも、果てしない夢とロマンを静かに守り育てていくはずだ。

天石門別八倉比売大神御本記

- **第一章:天地開闢と神々の出現**
- 古(いにしえ)、天地(あめつち)初めて発(ひら)けし時、高天原(たかまのはら)に成りませる神の名は、天之御中主神と申す。
- 次に、国(くに)常立尊。これは、国、浮ける脂(あぶら)のごとく、漂へる時、葦牙(あしかび)のごとき物より化生(なりい)でませる神なり。
- その後、神伊邪那岐神、次にその妹、伊邪那美神あり。この二神、国土・海原・山川、もろもろの霊神を産み生み給ひし後、伊邪那岐神、左の御目を洗ひ給ふ時に成りませる神の名は、日靈大神(ひるめのおおかみ)。これ、すなはち八倉の日靈大神なり。

• 第二章：天石門別神への勅命と天降り

- 最初、高天原にありて、しきりに武備(ぶび)を賜ひし後、天石門別の神に勅(みことのり)して曰く、「今より後、汝ら、吾に代はりて、天の武備を奉り負ふべし。
- また曰く、この羽々矢(ははや)、この御弓を、葦原中国に持ち降り、よき地に奉蔵して、永く用ふることなかれ。
- 吾もまた天降りて、その地よろしきところと宣(の)りたまふ」と。

- すなはち、天の羽々矢、天の麻迦胡弓(まかこゆみ)を賜はる。
- このゆゑに二神、高天原より、この弓矢を持ち下り給ひ、示し給ふ時、二神、天の中空に立ち、この矢の止まるところを奉蔵せんと盟(うけ)ひ給ふ。天より発せし矢、流れ落ちて地に至り、これを矢達の丘と号す。(今、これを矢陀羅尾と謂ふ。)
- このゆゑに二神、この地に矢を覚え来たりて、久しく覚え給ひしが、その地を矢の野と号し、その矢を求め出でて、永く奉蔵する地を、矢の御倉と号す。
- その弓を奉蔵する地を、弓の御倉と謂ふ。その後、二神、この地に留まり坐して、(これ松熊二前の神なり) 御矢倉・御弓を守り給ふこと、在年(とし)あり。

• 第三章：比賣大神の天降りと鮎喰川の由来

- その後、比賣大神、天の八重雲を伊津の路別に千別(ちわ)けて、天降り給ふ。
- 最初、梶の小川の、清く流るるを照らし臨み給ひて、「この川の水、深し」と宣ひたまふ。また、「速すぎる」と宣ひ給ふ。
- このゆゑに、その所を速湍の邑と謂ふ。
- その時、大地主神(土宮なり)、木股神(御井神なり)、参り逢ひて、この川の魚を漁りて、大神に奉饗(ほうきょう)す。
- 大神曰く、「鱮(ひれ)の狭き物と謂ふとも、食ふべき物なり」と。このゆゑに、その川を鮎喰川と号す。
- その時、大地主神および木股神に勅して曰く、「吾、住まむ処あり。汝ら宣(の)り奉り、導け。」
- 大地主神、答へて曰く、「ここより西の方、朝日の直(ただ)刺す山、夕日の照り留まる気延の嶺あり。

• 第四章：鎮座地の選定と御衣・矢倉の由来

- その地に行幸あるべし」と申し、奉りて導く。その時、在神の名を伊魔離神と曰ふ。
- この野に生ひ採る五百箇の野薦(のごも)、八十玉籤(やそたまぐし)を、雑々の幣として奉る。
- (その野薦を採る地を五十串野と謂ひ、奉饗の地を美阿閑野、また髪狭野と謂ふ。)
- ここより西の方、杉の小山の麓に到り給へば、石門別神、迎へ来たりて敬礼し、啓(まを)す。
- 大神曰く、「汝ら、吾が勅言のごとく、吾を待ちしや。」答へて曰く、「然り。ここは、前に神の宣ひし、御矢を蔵する地なり。」
- これにより、大神、いたく褒め言葉を賜ひ、この地に一宿経(へ)たり。(このゆゑに、矢倉の郷と謂ひ、また屋度利の社と謂ふ。)なお、山坂を攀ち登り、杉の小山を経て、気延の山に到り給ふ。その時、広浜の神、参り相ひて、時節の御衣を奉る。その地を御衣足と謂ふ。

• 第五章:気延山への鎮座

- すなはち、気延の嶺の下つ磐根に、宮柱を広く敷き立て、高天原に峻(たか)く峙(そばだ)て、樽風(くれかぜ)天に通ふがごとくにして、鎮座す。
- (天石門押し坐すゆゑ、天石門別と云ふ。
- 八倉の郷に坐す姫の御神なるゆゑに、八倉比売と云ふ。)
- この夜、八百万の神々、集ひに集ひて、嘯(えらき)楽(がく)を賜ふ。
- その神集ひし所を、喜多志嶺と謂ふ。
- その嘯楽の手草および雑々の物を蔵する所を、加久志の谷と云ふ。
- ここに大神、詠みて曰く、「雲の居る 八倉の郷の気延山 下つ岩根に 宮居そめつも」
- この後、大泉の神に勅して、真名井の水を、玉の碗に汲み湛へ、朝夕の御食炊水とせよとす。
- また、小泉神田口の御田を奉りて、御饌の御田とす。気延の山、またの名を神山と云ふ。大日靈貴(おおひるめむち)坐すがゆゑに、尊びて神山と云ふ。

- **第六章：遷座の託宣と靈験**

- その後、二千百五年を経て、小治田御宇元年、秋八月に到る。

- 大神、毛原美曾持に託して曰く、「吾が宮地、遥かにして高峻なり。

- このゆゑに、神主・祝部・巫、百の蒼生、万に参詣拝趨するに倦
勞せむ。

- 杉の小山は、高からず低からず、遠からず近からず、まことに善き
地なり。

- その嶺に遷座せむと欲す。

- 吾が前に、天より持ち降ろしたる瑞の赤珠の印璽を、杉の小山の
嶺に深く埋め、天の赭をもって覆ひ蔵せ。

- この赭は、諸々の邪鬼妖怪および諸病を厭ひ、奇しく仁妙なる験
あるものなり」と教へ諭したまへり。

- これを赭印璽と号して、秘して崇め奉る。

- その印璽を埋めし地を、印璽の嶺、また御石の峯と謂ふ。

- この時、神主・祝ら啓して曰く、「大神のごとく託宣ありて、遷座奉るべしと雖(いへど)も、効験なければ、諸人いかでか信ぜむ。」
- その時、大神宣ひて曰く、「宣べよ。吾が御前の谷の水を逆にして、山の頂に灌(そそ)ぎ、御田を作り、造宮の料食とせよ。」
- 一夜のうちに、谷の水、逆に洄りて、山の頂に至り、田、熟して穂、八束にもろもろ実る。
- (その谷を左迦志磨谷と云ひ、その田を志留志田と云ふ。)

- 神主・祝および百の蒼生、その神宣の明らかなるを恐れ畏み、すなはち杉の小山に宮柱を太く立て、千木高く、天の御蔭・日の御蔭として、永く隠れ坐して、国家の大基を守護し坐すと云ふ。
- 坐の月は長月、日は中三日。このゆゑに、この日をもって、御霊現(みたまあらはれ)の日と奉啓す。
- 奉授神位。

- 爾の時 文政十一年戊子春三月 七十三叟 盛重誠(花押)